新聞紙、雑誌又は新聞広告を掲載した新聞紙を掲示することができる場所指定

昭和25年５月４日  
選挙管理委員会告示第13号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 昭和27年９月５日選挙管理委員会告示第60号 | 昭和30年２月１日選挙管理委員会告示第15号 |
|  | 昭和31年６月12日選挙管理委員会告示第43号 | 昭和46年２月９日選挙管理委員会告示第６号 |
|  | 昭和58年５月24日選挙管理委員会告示第102号 | 平成７年３月20日選挙管理委員会告示第31号 |
|  | 平成11年10月１日選挙管理委員会告示第144号 |  |

公職選挙法第148条第２項、同法第149条第５項及び同法第201条の15第１項の規定により、新聞紙又は雑誌を掲示することのできる場所を次のとおり指定する。

新聞紙を掲示することができる場所

新聞の種類によりそれぞれ次のとおりとする。

１　一般商業新聞については、当該新聞を発行する会社の本社、支社、支局（個人が発行する新聞については主たる事務所その他の事務所）及び販売店等で当該新聞を掲示することを常例としている場所

２　政党その他の政治団体、労働組合、文化的目的で結成された諸団体等の発行する機関紙については、その本部、支部及びその他の事務所等で当該新聞を掲示することを常例としている場所

３　業界新聞については、当該新聞を発行する団体等の主たる事務所及びその他の事務所並びに販売店の前等で当該新聞を掲示することを常例とする場所

雑誌を掲示することができる場所

雑誌の発行所及び販売店で雑誌を掲示することを常例とする場所

前　文（抄）（昭和30年２月１日選挙管理委員会告示第15号）

公職選挙法の一部を改正する法律（昭和29年12月法律第207号）の施行の日から施行する。